

○テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱

平成24年3月1日

告示第8号

改正 平成25年12月25日告示第54号

改正 令和3年3月22日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地上デジタルテレビ放送の難視聴を解消するために芝山町内に整備した共同受信施設(以下「共聴施設」という。)を維持管理する共聴組合に対して、当該維持管理に要する費用の一部を予算の範囲内において交付することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「共聴組合」とは共聴施設の運営、管理者であって、地域住民により組織された非営利の団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、共聴施設を所有し、かつ、共聴組合を構成する組合員から組合費等による維持管理に要する費用を徴している共聴組合とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は次に掲げる経費とする。

- (1) 共聴施設を維持するための電気料及び電柱共架に要する経費(以下「電気料等経費」という。)
- (2) 共聴施設の老朽化又は破損に伴う共聴施設の修繕に要する経費(以下「修繕経費」という。)
- (3) 共聴施設を架設している電柱等が公共事業等の理由により移設となる場合のケーブル等の移設及び一部撤去に要する経費(以下「移設等経費」という。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、共聴施設の維持管理に必要な経費で町長が認めたもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電気料等経費に対する補助金の額は、4月から翌年3月までの電気料等経費から、当該共聴組合に加入している世帯数に1万2,000円を乗じて得た額を差し引いた額とする。なお、電気料等経費として計算する期間が12月に満たない場合の世帯数に乗じる額は、共聴施設を所有していた期間の月数に1,000円を乗じて得た額とする。

(2) 修繕経費に対する補助金の額は、修繕経費から当該共聴組合に加入している世帯数に5千円を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(3) 移設等経費に対する補助金の額は、全額とする。

(補助金の申請)

第6条 電気料等経費の補助金の交付を受けようとする共聴組合は、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金（変更）交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 電気料及び電柱共架料を支払ったことを証する書類又はこれらの料金の支払い予定を証する書類

(2) 共聴組合の構成員名簿

(3) 電気の受電場所及び共架電柱の位置を示す図面

(4) その他町長が必要と認める書類

2 修繕経費又は移設等経費の補助金の交付を受けようとする共聴組合は、テレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金（変更）交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 必要となる経費の見積書の写し

(2) 共聴組合の構成員名簿(ただし、修繕経費の場合に限る。)

- (3) 付近の見取図
  - (4) 設計の概要図(配置図、各階平面図及び立面図の概略)
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第7条 町長は補助金の交付申請があったときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかに電気料等経費の補助については、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金(変更)交付決定通知書(別記第3号様式)により、修繕経費又は移設等経費の補助については、テレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金(変更)交付決定通知書(別記第4号様式)により当該申請をした共聴組合に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 共聴組合は、交付決定の通知を受けた後において、申請内容を変更するときは、あらかじめその内容及び理由を記載したテレビ共同受信施設電気料等経費補助金(変更)交付申請書(別記第1号様式)又はテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金(変更)交付申請書(別記第2号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金(変更)交付決定通知書(別記第3号様式)又はテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金(変更)交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請をした共聴組合に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条又は前条第2項のテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金の交付決定通知又は変更交付決定通知を受けた共聴組合は、当該決定に係る事業を完了したときは、テレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 契約書又は契約書に準ずるものの写し

- (2) 要した経費を証する請求書又は領収書の写し
- (3) 事業に関する写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 テレビ共同受信施設電気料等経費補助金の交付決定通知又は変更交付決定通知を受けた共聴組合からの実績報告については、第6条第1項又は前条第1項の交付申請又は変更交付申請をもって実績報告があったものとする。

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにテレビ共同受信施設電気料等経費補助金額確定通知書(別記第6号様式)又はテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金額確定通知書(別記第7号様式)により当該報告をした共聴組合に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による額の確定を受けた共聴組合が、補助金の交付を請求しようとするときは、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金交付請求書(別記第8号様式)又はテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金交付請求書(別記第9号様式)により町長に請求しなければならない。

2 共聴組合は、補助金を概算払により受けようとするときは、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金(概算払)交付請求書(別記第8号様式)又はテレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金(概算払)交付請求書(別記第9号様式)を、町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた共聴組合に対し、当該補助金を返還させることができる。

(補足)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年7月24日から適用する。

附 則(平成25年告示第54号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第18号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第6条、第8条関係）

テレビ共同受信施設電気料等経費補助金(変更)交付申請書

年 月 日

芝山町長

様

共聴組合名  
代表者住所  
代表者氏名 (印)  
連絡先電話番号 ( )

年度において、テレビ共同受信施設電気料等経費補助金を受けたいので、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第6条第1項（第8条第1項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

内訳

区分	受電柱数 又は 共架電柱数	支払金額	控除する額	補助金額
電気料	本	円	組合加入世帯数 ( )世帯	
電柱共架料	本	円	× 1, 000円 × ( )月	
合計		① 円	② 円	①-② 円

2 支払期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 変更の理由及びその内容

4 添付書類

- (1) 電気料及び電柱共架料を支払ったことを証する書類又はこれらの料金の支払予定を証する書類
- (2) 共聴組合の構成員名簿
- (3) 電気の受電場所及び共架電柱の位置を示す図面

5 変更交付申請時の留意事項

- ① 交付を受けようとする補助金の額には、変更後の金額を記載すること。
- ② 内訳には、交付申請時の数字を記載し、その下段に変更後の数字を記載すること。
- ③ 支払期間の記載方法は、上記②に同様とする。
- ④ 変更の理由及びその内容を記載すること。
- ⑤ 変更のない箇所については、交付申請時の数字のみ記載すること。
- ⑥ 添付書類については、交付申請時からの変更が判断できる資料を添付すること。

第2号様式（第6条、第8条関係）

テレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金（変更）交付申請書

年 月 日

芝山町長 様

共聴組合名  
 代表者住所  
 代表者氏名 ④  
 連絡先電話番号 ( )

年度において、テレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金を受けたいので、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第6条第2項（第8条第1項）の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 交付を受けようとする補助金の内容

3 経費及び資金計画 (円)

経費区分	必要な経費 (事業費)	財源内訳			備考
		補助金 (予定)額	自己資金	その他	
修繕					
移設等					
合計					

- 4 実施計画
  - 着手 (予定) 年月日 年 月 日
  - 完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 その他参考事項

- 6 添付書類
  - (1) 必要となる経費の見積書の写し
  - (2) 共聴組合の構成員名簿（ただし、修繕経費の場合に限る。）
  - (3) 付近の見取図
  - (4) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）



7 変更交付申請時の留意事項

- ① 交付を受けようとする補助金の額には、変更後の金額を記載すること。
- ② 交付を受けようとする補助金の内容には、変更の理由及びその内容を記載すること。
- ③ 経費及び資金計画には、交付申請時の数字を記載し、その下段に変更後の数字を記載すること。
- ④ 実施計画の記載方法は、上記③に同様とする。
- ⑤ 変更のない箇所については、交付申請時の数字のみ記載すること。

添付書類については、交付申請時からの変更が判断できる資料を添付すること。

第3号様式（第7条、第8条関係）

テレビ共同受信施設電気料等経費補助金（変更）交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

共聴組合名  
代表者氏名 様

芝山町長 印

年 月 日付けで申請のあったテレビ共同受信施設電気料等経費補助金については、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第7条(第8条第2項)の規定により、下記のとおり交付決定する。

記

- 1 交付決定額は、金 円とする。
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。  
補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、町長の承認を受けること。

第4号様式（第7条、第8条関係）

テレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金（変更）交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

共聴組合名  
代表者氏名 様

芝山町長 印

年 月 日付けで申請のあったテレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金については、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第7条（第8条第2項）の規定により、下記のとおり交付決定する。

記

- 1 交付決定額は、金 円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。 (円)

経費区分	交付決定額
修繕経費	
移設等経費	
合計	

- 3 補助金交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(町長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、町長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書を町長に提出し、その指示を受けること。

第5号様式(第9条関係)

テレビ共同受信施設修繕(移設等)経費補助金実績報告書

年 月 日

芝山町長 様

共聴組合名  
代表者住所  
代表者氏名 ⑩  
連絡先電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で(変更)交付決定通知のあったテレビ共同受信施設修繕(移設等)を完了したので、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

2 事業の収支

収入			
区分	予算額	実績額	比較
補助金			
自己資金			
その他( )			
合計			

支出			
区分	予算額	実績額	比較
修繕経費			
移設等経費			
合計			

3 添付書類

- (1) 契約書又は契約書に準ずるものの写し
- (2) 要した経費を証する請求書又は領収書の写し
- (3) 事業に関する写真

第6号様式（第10条関係）

テレビ共同受信施設電気料等経費補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

共聴組合名  
代表者氏名 様

芝山町長 印

年 月 日付けで実績報告のあったテレビ共同受信施設電気料等経費補助金の額を、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

記

確定額は、金 円とする。

第7号様式（第10条関係）

テレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金額確定通知書

令和 年 第 月 日

共聴組合名  
代表者氏名

様

芝山町長

印

年 月 日付けで実績報告のあったテレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金の額を、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知します。

記

1 確定額は、金 円とする。

2 内訳は、次のとおりとする。 (円)

経費区分	交付確定額
修繕経費	
移設等経費	
合計	

第8号様式（第11条関係）

テレビ共同受信施設電気料等経費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

芝山町長 様

共聴組合名  
代表者住所  
代 表 者 氏 名  
Ⓜ  
連絡先電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定）額の確定のあったテレビ共同受信施設電気料等経費補助金について、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付決定額	金	円
概算払請求額	金	円
確定額	金	円
請求額	金	円

第9号様式（第11条関係）

テレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日

芝山町長 様

共聴組合名  
代表者住所  
代表者氏名 ㊟  
連絡先電話番号 ( )

年 月 日付け 第 号で補助金の（交付決定）額の確定のあったテレビ共同受信施設修繕（移設等）経費補助金について、テレビ共同受信施設維持管理補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額は、金 円とする。

2 内訳 (円)

経費区分	交付決定額	概算払請求額	確定額	請求額
修繕経費				
移設等経費				
合計				



別記第1号様式(第6条、第8条関係)

第2号様式(第6条、第8条関係)

第3号様式(第7条、第8条関係)

第4号様式(第7条、第8条関係)

第5号様式(第9条関係)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第10条関係)

第8号様式(第11条関係)

第9号様式(第11条関係)